

議案第 3 号

野田市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

野田市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のよ  
うに定める。

令和4年8月30日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

野田市立幼稚園の設置及び管理に関する条例（昭和39年野田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「満4歳」の次に「（野田市立野田幼稚園にあつては、満3歳）に達する日以後の最初の3月31日を経過したとき」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の野田市立幼稚園の設置及び管理に関する条例第3条の規定は、令和4年10月1日以後の入園から適用する。

## 提案理由

野田市立野田幼稚園において3年保育を導入するため、所要の改正を行おうとするものである。

参考資料

野田市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表  
 (下線の部分は改正部分)

○ 野田市立幼稚園の設置及び管理に関する条例 (昭和39年野田市条例第1号)

改 正 案	現 行
<p>(入園の資格)                      第 3 条 幼稚園に入園することができる者は、市内に住所を有する満4歳(野田市立野田幼稚園にあっては、満3歳)に達する日以後の最初の3月31日を経過したときから小学校就学の始期に達するまでの幼児であって、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第20条第4項に規定する教育・保育給付認定(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。)を受けた者の当該認定に係るものとする。ただし、特別な事由があるときは、この限りでない。</p>	<p>(入園の資格)                      第 3 条 幼稚園に入園することができる者は、市内に住所を有する満4歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児であって、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第20条第4項に規定する教育・保育給付認定(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。)を受けた者の当該認定に係るものとする。ただし、特別な事由があるときは、この限りでない。</p>